

国内象牙市場閉鎖に関する請願書（衆議院提出）

一 請願趣旨

1 国際的な生物多様性保全の象徴であるアフリカのゾウ 2 種は、象牙を取引きするための密猟という脅威にさらされている。その結果、アフリカサバンナゾウは過去 50 年間で 60%減少、マルミミゾウは過去 31 年間で 86%減少した。世界自然保護連合（IUCN）のレッド・リストは、それぞれの絶滅のおそれを、「非常に高い」（EN）、「極度に高い」（CR）と評価している。現生ゾウ類のもう 1 種アジアゾウの評価も EN である。

2 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約。加盟国:185）は、1989 年より象牙の国際商業取引を禁止していたが、2016 年開催の第 17 回締約国会議（CoP17）における決議改正によって、ゾウの密猟又は象牙の違法取引に寄与する合法的な国内象牙市場が存在する国に対して、一部の品目についての狭い例外を除き、象牙の商業取引が行われる国内市場を閉鎖するよう勧告した。

国内象牙市場閉鎖の意義は、各国に違法に持ち込まれる象牙の隠れ蓑を排除することとともに、各国の市場で合法に買い求められたものが違法に国外へ流出することを防ぎ、違法象牙に対する需要の低減および法執行の強化に向けた国際的な努力を損なわないようにすることにある。

3 政府は、国内象牙市場閉鎖勧告の採択にもかかわらず、商業取引できる象牙の品目に制限を加えることなく、市場をそのまま維持することとした。閉鎖勧告を遵守していないとの批判に対しては、日本の国内市場はゾウの密猟にも象牙の違法取引にも寄与していないと主張するとともに、2017 年種の保存法改正等による規制強化によって厳格に管理された市場であるとの情報発信を行い、市場維持に対する国際社会の理解を得る方針をとった。

4 しかし、日本の違法な象牙の国際取引への寄与、なかんずく日本からの顕著な象牙の違法輸出を否定することは困難な状況にある。ごく最近、ワシントン条約事務局が運営する「ゾウ取引情報システム」（ETIS）の専用ウェブサイトで公表されたデータによれば、2020 年にコロナ禍が深刻化する前の 10 年間（2010～2019 年）に日本が関与した象牙押収は、合計 257 件、押収された象牙の総重量は 3.3 トンに達する。また、ワシントン条約の CoP に外国政府が提出した文書が引用している報告によれば、同じ 2010～2019 年の期間に中国の刑事法廷で有罪とされた事件が 45 件にのぼり、かなりの割合は組織犯罪性が高い悪質なものと指摘されている。

5 種の保存法に基づいて登録された全形が保持された牙及び同法に基づく登録事業者が報告した分割牙（カット・ピース）の在庫量は膨大である。このことから、在庫加工の過程で生じるカット・ピースないし端材や、象牙製品が合法に入手され、違法輸出されるリスクが長期存続すると予想される。

6 世界各国をみれば、ワシントン条約の国内象牙市場閉鎖勧告前に市場閉鎖を実施した米国を皮切りに、勧告採択後は、中国、台湾、イスラエル、シンガポール、香港、EU、英

国等で禁止法令が施行され、世界的に国内象牙市場閉鎖が加速している。これら象牙需要国側の国内市場閉鎖は、ごく最近の象牙価格の低下、象牙押収およびゾウの密猟の減少傾向に貢献しているとして、2024年の国連機関の報告でも評価されているところである。これに対し、日本はこうした国際的努力の輪に加わることをせず、ワシントン条約 CoP18（2019年8月）、同 CoP19（2022年11月）等様々な機会において、国際社会からの批判が相次いでいた。

7 今日の日において、歴史的・学術的に高度の価値を有する一部の工芸品は別として、実用品の素材としての象牙に、社会的・経済的な重要性はもはや認められていない。一部の和楽器部品には依然として象牙が用いられるが、長きにわたる日本の伝統音楽の歴史から見れば、その本格的な使用は未だ日が浅い。日本の伝統音楽は、歌舞伎など演劇的な舞台の伴奏音楽として発展したという点でも世界から注目されているが、国際的な場で演奏家が活躍するなど日本の伝統音楽が紹介される際、象牙の使用という一事によって、その国際的評価がおとしめられることがあってはならない。ある長唄三味線演奏家（人間国宝）は、「ゾウや象牙と日本の伝統文化が心中してはいけないと思う。」「例えば江戸時代に歌舞伎が発生したとき、あるいは地歌が日本でできたときの三味線や箏の音は今の音とは違う。だから我々が少し柔らかい耳と心を持たないといけない」と述べている。文化庁も三味線の撥に使用する象牙の代替品開発・実用化に関する補助事業を展開しており、和楽器部品の素材としての象牙の取引がフェーズアウトすることへの社会的合意は確実に進んでいるといえる。

8 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（以下「種の保存法」という）は、現在、同法の 2017（平成 29）年改正法附則及び同法を可決した衆参両環境委員会で可決された附帯決議に基づいて、その施行状況の検討が進められているところである。同附帯決議のうち、国内象牙市場閉鎖に関する決議（第 11 項）では、当時は世界全体が国内象牙市場閉鎖に向かう過渡期にあったので、当面は、規制の厳格化に積極的に取り組むつつ国内市場を存続させるという政府の立場に配慮しつつ、国際情勢を見極め、必要があれば将来的な市場閉鎖も検討しなければならないとの趣旨が含意されていた。2026（令和 8）年通常国会に政府提案されると目される次期種の保存法改正に際しては、必ずや国内象牙市場閉鎖が実現されなければならない。

二 請願事項

- 1 2025（令和 7）年 11 月 24 日開催のワシントン条約第 20 回締約国会議（ウズベキスタン サマルカンド）において、国内象牙市場閉鎖の政治宣言を行うこと。
- 2 2026（令和 8）年通常国会において、国内象牙市場を閉鎖するために必要な規定の改正又は新設を伴う種の保存法改正法案を提出すること。
- 3 前項において実施しようとする国内象牙市場閉鎖とは、以下の社会・経済的に取引を認める必要性・合理性が高いとみなされる象牙加工品の品目を除き、象牙の譲渡し等及び販売・頒布目的の陳列・広告を禁止するものであること（所持は禁止しない）。
 - （一）文化財として指定・登録を受けた彫刻・工芸品
 - （二）製造後 100 年を超えた彫刻・工芸品
 - （三）和楽器及びその部品・付属品（一定の移行期間内に限る。）
 - （四）僅少な象牙の加工品が付合（損傷しなければ分離できない程度に結合）した製品